

学校避難所の運営体制の見直しについて

1 目的

現在の葛飾区地域防災計画では、区立小中学校の避難所に一校当たり2名の区職員を配置し、災害発生時における避難所開設業務に従事させることとしている。

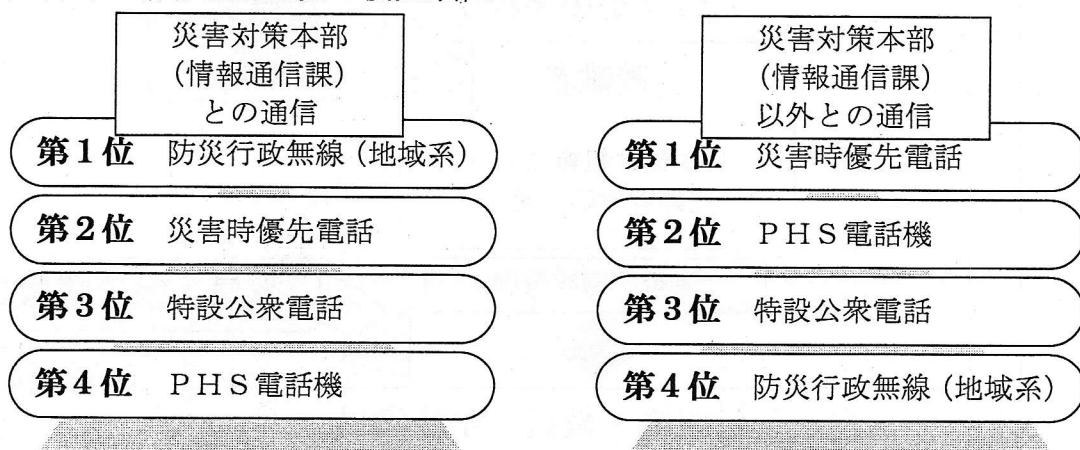
しかし、今回の東日本大震災において、被災した現地の避難所では避難されてきた方自らが避難所開設当初から運営に携わっていた現実や、昨年6月にまとめた「葛飾区業務継続計画（BCP）地震編」の中で、災害時優先業務に必要な人員数に対する職員参集予測結果から算出した区職員の過不足は、発災後3時間以内に945人不足するという調査結果が出ていることも踏まえて、より現実的で実践的な運営になるように、学校避難所の運営体制を見直すものである。

2 見直し内容

- (1) 学校避難所にあらかじめ職員を事前に配置する態勢をやめ、避難所開設の準備段階から学校避難所運営本部が実質的に取り仕切るものとする。
- (2) 区災害対策本部から避難所として開設の指示があった学校に対しては、被災状況に応じて、区災害対策本部との情報連絡を行う職員を派遣するなどの対応をとる。
- (3) 学校避難所運営本部の業務内容及び構成等については、この考え方に基づいて必要な修正を学校避難所運営会議の中で行っていくものとする。

なお、上記の見直しを進めるに当たっては、防災課と教育委員会が学校避難所運営会議に積極的に参加していく。また、区災害対策本部と学校避難所運営本部との情報交換を円滑に行うことができるように、日頃から避難所運営会議や訓練などの機会を通して、地域防災行政無線や災害時優先電話、特設公衆電話、PHSなどの操作を含め、学校避難所を運営する方々へ積極的に開放していく。

3 災害時の情報通信態勢の優先順位

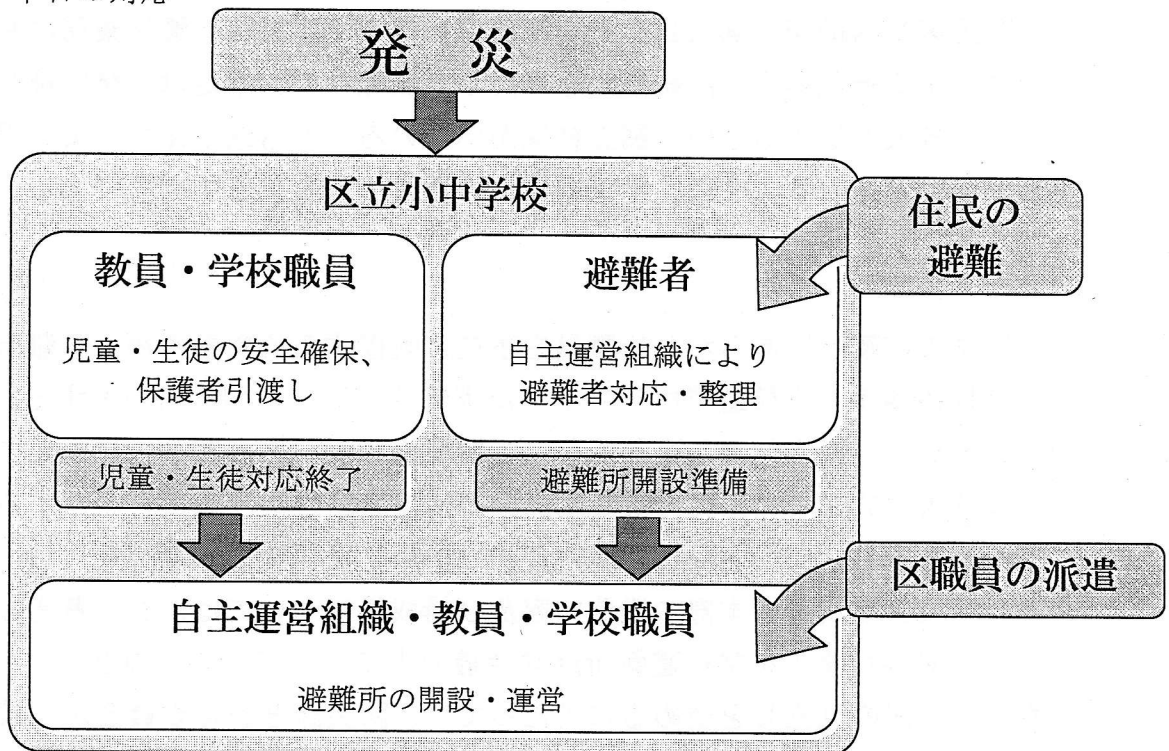


・災害時の災害対策本部（情報通信課）との指令の伝達・報告に使用する通信機器については、防災行政無線を第1順位とする。

・上記以外の通信（近隣避難所や教育委員会への通信等）に使用する通信機器については、災害時優先電話を第1順位とする。

4 学校避難所運営体制概略図

(1) 平日の対応



(2) 休日・夜間の対応

